



高額療養費の請求

早めの手続きを忘れずに

町民税務課 国保年金係 ☎77-3913

高額療養費の支給対象になる方には、医療機関を受診してから約2カ月後に通知を送付しています。通知が届いたら、お早めに町民税務課国保年金係で申請を行ってください。

高額療養費とは？

病気やけがなどで、一定額を超える高額な自己負担を支払わなければならなくなったときは、申請して認められれば限度額を超えた分が後から支給されます。これを**高額療養費**といいます。

高額療養費の申請には、**領収書の原本**が必要です。領収書を紛失してしまうと、すぐに申請できない場合がありますので、大切に保管しておいてください。

【注意】

- 70歳以上の自己負担限度額、国保世帯での合算など計算方法が異なる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。
- 詳しい内容は保険証更新時に配布したパンフレットにも記載してあります。
- 所得が不明の場合、申請ができないことがありますのでご注意ください。

70歳未満の場合の自己負担限度額

区分	所得要件 (基礎控除後の所得)	自己負担限度額	多数回該当 (1年間に4回)
ア	901万円以上	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1%	140,000円
イ	600万円以上～ 901万円以下	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1%	93,000円
ウ	210万円以上～ 600万円以下	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1%	44,400円
エ	210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円



会社を退職された方へ

国民年金の手続きはお済みですか？

町民税務課 国保年金係 ☎77-3912

20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。会社を退職されたときは、厚生年金から国民年金への変更の届け出が必要です。

■手続きについて

町民税務課国保年金係窓口で手続きしてください。

■手続きに必要なもの

離職票などの退職した日付が分かる書類、印鑑、年金手帳

■保険料額

国民年金の保険料(定額)は、月額15,590円(平成27年度)です。

※退職と同時に会社員(または公務員)の配偶者に扶養される場合は、配偶者の勤務している職場への届け出が必要です。

※会社を退職された方に扶養されている配偶者の方も、国民年金への変更の届け出が必要です。

■保険料の免除制度があります

保険料を納めることが困難な場合、全額または一部の保険料が免除になる制度があります。

■手続きについて

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を国保年金係へ提出してください。申請が遅れても最大2年1カ月前までの免除申請をすることができ、申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合や退職(失業)時の免除審査の特例(退職された方の所得を除外して審査)が受けられない場合がありますので、速やかに申請してください。

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書(町民税務課国保年金係、ホームページにあります)、年金手帳、印鑑、雇用保険受給資格者証の写しなど

詳しいお問い合わせは、ねんきんダイヤル(☎0570-051165)か国保年金係までご連絡ください。



太陽光発電設備などの再生可能エネルギー 発電設備についての課税について

岡町民税務課 課税係 ☎ 77-3915

家屋の屋根・土地などに10キロワット以上の太陽光パネルを設置して売電する場合、太陽光パネルなどの設備は固定資産税（家屋または償却資産）の対象となります。左記の表をご確認いただき、償却資産に該当する設備を所有されている方は、固定資産税（償却資産）の申告を毎年1月末までにお願いたします。

設置者および発電規模別課税区分

設置者	10kw以上の太陽光発電設備 (余剰売電・全量売電)	10kw未満の太陽光発電設備 (余剰売電)
個人 (住宅用)	家屋の屋根などに経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置して発電量の余剰・全量を売電される場合、売電するための事業用資産となり、発電に関する設備は課税の対象となります。	売電するための事業用資産とはなりませんので、償却資産としては課税の対象外となります。
個人 (事業用)	個人の方であっても事業の用に供している資産は、発電出力量や、全量売電か余剰売電かにかかわらず償却資産として課税の対象となります。	
法人	事業の用に供している資産なので、発電出力量や全量売電か余剰売電かにかかわらず償却資産として課税の対象となります。	

固定資産税(償却資産)の 軽減措置について

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき、経済産業省の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備を平成28年3月31日までに取得した場合、設備に関する固定資産税額について最初の3年間は課税標準額を3分の2とする特別措置があります。

太陽光発電設備を設置された 土地の評価・課税について

太陽光発電設備を設置する土地（固定資産）は、利用状況から判断し、地目を宅地や雑種地に認定します。そのため、農地や山林などを太陽光発電設備用地として利用した場合、評価額・税額が大きく変わる場合があります。

売電で利益を得た方の所得税 申告について

太陽光発電設備の売電で利益を得た方は、売電収入から経費を差し引いた金額が20万円以上の場合、所得税（雑所得）の申告が必要となります。

詳しくは町民税務課課税係までお問い合わせください。

証明書コンビニ交付 サービスを一時停止します

岡町民税務課 戸籍係 ☎ 77-3911

証明書コンビニ交付サービスについて、電気設備点検実施のため左記の日程でサービスを停止いたします。ご不便をお掛けしますが、よろしくお願いたします。

■停止期間

12月2日(水)、12月10日(木)

※両日とも、終日停止します

■対象コンビニ

全国のセブン・イレブン、ローソン、サークルKサンクス、ファミリーマート

■対象の証明書

全ての証明書（住民票、印鑑証明書、戸籍の附票、戸籍謄抄本）※ご利用には住基カードおよび事前の利用者登録が必要です。

■通常の利用時間

土日を含む午前6時半～午後11時（年末年始およびメンテナンス期間を除く）

